

保護者各位

北谷町長 野国 昌春
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、認可保育施設における登園
自粛の要請について (通知)

平素より、保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

みだしの件について、本町では令和2年4月14日北谷町新型コロナウイルス感染症対策本部の決定をうけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の通り認可保育所等への登園自粛を要請します。

感染の予防に留意し、認可保育所等は原則開所しておりますが、休業や在宅勤務等により、家庭でお子様を見ることが可能な家庭は、可能な限り登園を自粛していただきますようお願い致します。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年4月14日(火)～令和2年5月14日(木)

※ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります。

登園自粛要請期間中に保育所の利用を希望される方へ

本通知は、家庭での保育が可能な方を対象とするものであり、保護者の就労等により認可保育所等の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありません。就労等により、保育が必要な方は、保育所を利用いただけます。

利用者数の把握のため、別紙「保育所等登園自粛期間中における保育所等利用届」の提出をお願い致します。

2 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

○保育料について

保育料の徴収のある、0歳～2歳児の保育料については、欠席日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

※実際の手続き詳細については、後日改めてホームページ等で案内いたします。

○給食費について

各施設にお問合せください。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 257、259)